

お知らせ



令和8年7月6日

〔資料提供先〕尾道市記者クラブ、福山市政記者クラブ、府中市役所記者クラブ

福山河川国道事務所 ^{あしだ} 芦田川・^{ふくやま} 福山道路の掘削土砂の受入地を募集！ 土砂の有効活用にぜひ！

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所では、芦田川の河道掘削と福山道路の整備を進めています。
今回、芦田川の河道掘削や福山道路の整備に伴って発生する大量の土砂（建設発生土）を、有効活用して下さる方を募集します。

こんな方におすすめです！

- ・ご自身の土地の窪地を埋め立てたい方
- ・低い土地をかさ上げしたい方

発生する土砂は無償で提供しますので、土砂の有効活用をお考えの方は、ぜひこの機会にご検討ください。

記

別添資料：建設発生土の受入地募集について

建設発生土「受入申込書」（提出書類）

建設発生土「受入確認書」

建設発生土「受入に関する覚書」

建設発生土 掘削位置図

〈お問い合わせ先〉

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

【河川担当】 副 所 長

すえなが あつし
末 永 敦

河 川 管 理 課 長

たなべ あきひこ
田 邊 顕 彦

TEL (084) 923-2511 (ダイヤルイン)

【道路担当】 副 所 長

すぎはら よしかず
杉 原 義 和

工 務 課 長

はやみず ゆういち
速 水 優 一

TEL (084) 923-2627 (ダイヤルイン)

ホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>



福山河川国道事務所 HP



福山河川国道事務所 X(旧 twitter)

「福山河川国道事務所」の河川・道路事業に伴う

建設発生土の受入地募集について

1. 募集の趣旨

国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所では、芦田川の河道掘削と福山道路の整備に伴って発生する大量の土砂（建設発生土）を、有効活用してくださる方を募集しています。

2. 応募要件

（１）応募できる方

令和８年７月～令和９年３月の間で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方。

（ただし、貸借の場合は、土地所有者の同意が必要です。）

（時期によっては、土砂掘削が終了している場合があります。）

（２）土地の要件

- ① 建設発生土の発生場所からの運搬距離が、５０ｋｍ（移動距離）以内の位置に存在すること。
- ② 受入可能土量が、５００立方メートル以上であること。
- ③ 大型ダンプトラック（１０ｔ車）で土砂（河川：主に砂、道路：土砂（岩砕含む））の搬入ができること。
- ④ 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了していること。

3. 応募期間及び方法

（１）応募期間： 令和８年７月６日（月） ～ 令和９年３月３１日（水）

（２）必要書類： 次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ① 建設発生土「受入申込書」→ 別添の用紙
- ② 土地所有者の同意書（借地の場合）
- ③ 埋立等の許可証の写し
- ④ 埋立位置を示した地図

4. 選考

応募いただいた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

なお、選考基準としては、候補地までの運搬距離及び他の公共事業の建設発生土受入状況等を総合的に判断し決定します。

また、その結果は、その都度応募者へ通知いたしますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することは出来ません。

5. 搬入条件

- ① 建設発生土の土質的条件及び建設発生土に関するその他条件を指定しない。
- ② 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います。（無料）
- ③ 建設発生土搬入後の作業等（敷均し・締固め、及び土砂流出防止措置）は、応募者で行ってください。（覚書第8、9、11条参照）
- ④ 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、申し込み時の搬入量を保証することはできません。（覚書第2条参照）
- ⑤ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。（覚書第5条参照）
- ⑥ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、申し込み者において苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様や関係団体等への対応は必ずお願いします。（覚書第6条参照）
- ⑦ 建設発生土搬入後の管理については、土地所有者の責任において行っていただきます。
- ⑧ 搬入した建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。（覚書第15条参照）
- ⑨ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。（覚書第16条参照）

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所
〒720-0031 広島県福山市三吉町四丁目4-13

（河川担当）

TEL： 084-923-2511（直通）

担 当： 河 川 管 理 課 田邊、笠井

（道路担当）

TEL： 084-923-2627（直通）

担 当： 工 務 課 速水、土居

※ ホームページも併せてご覧ください

<https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

申込日 令和 年 月 日

建設発生土「受入申込書」

国土交通省 中国地方整備局
福山河川国道事務所長 様

郵便番号： _____
住 所： _____
氏 名： _____

建設発生土の受入について下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事 業 名 称	
法 令 等 の 名 称	
許 可 等 の 時 期 及 び 許 可 等 の 番 号	年 月 日 第 号
許 可 等 の 区 域 の 位 置	
許 可 等 の 区 域 の 面 積	平方メートル
土 砂 埋 立 行 為 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
搬 入 予 定 量	立方メートル
搬 入 予 定 時 期	年 月 日 ～ 年 月 日

○連絡先

所属名称： _____
担当者氏名： _____
電話番号： _____ (内線)

令和 年 月 日

建設発生土「受入確認書」

国土交通省中国地方整備局
福山河川国道事務所長 様

(事業所名)
郵便番号 :
住 所 :
氏 名 :

印

発生土の受入れについて、下記のとおり受入れが完了しましたので、受入確認書を提出いたします。

なお、今後、残土受入地において生じた問題につきましては、自らの責任及び費用負担において対応いたします。

受入に関する事項

受入に関する覚書締結日	
受入土利用目的、事業の名称	
受入地の場所	
土砂受入量	m3
受入完了年月日	

「福山河川国道事務所」の河川・道路事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書(案)

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長を「甲」、〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

第1条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）を行うものとする。ただし、他の公共事業で必要となった場合、他の公共事業への搬入を優先するものとする。

第2条 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない。

第3条 乙は、建設発生土の土質的条件及び建設発生土に関するその他条件を指定しないものとする。尚、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第4条 乙は、甲以外からの建設発生土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。尚、乙は甲以外から建設発生土を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

第5条 建設発生土の搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議のうえ乙が整備するものとする。またその際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第6条 乙は、甲による建設発生土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

第7条 建設発生土の搬入期間内における苦情等について、乙の周知不足が原因であると認められる場合、甲は建設発生土の搬入を中止する事が出来るものとする。

第8条 乙は、建設発生土の搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとし、それらの処分は指定の処理施設において行うものとする。

第9条 建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面保護・土砂流出防止措置及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。

第10条 建設発生土の搬入は、甲が行うものとする。ただし、甲乙協議により、乙が運搬を行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することが出来るものとする。

第11条 甲は、埋土の敷均し・締固めは行わない。敷均し・締固めが必要な場合、乙の負担により実施するものとする。

第12条 甲は、建設発生土の搬入にあたり、事前に搬入計画書を乙に通知するものとする。

第13条 乙が建設発生土の敷均し及び締固めを行う場合は、甲が別途通知する搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められた場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第14条 乙は、建設発生土の搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第15条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第16条 乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合においては、建設発生土の搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第17条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通整理員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第18条 甲は、建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに完了通知書を乙に提出するものとする。

第19条 乙は、甲より完了通知書を受理後、すみやかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

（雑則）
この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（附則）
この覚書は、令和 年 月 日から実施する。
この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 国土交通省中国地方整備局
福山河川国道事務所

(乙)

建設発生土 掘削位置図

あしだ

【芦田川河道】



建設発生土 掘削位置図



※事業中箇所のIC名については、全て仮称です。